



守ろう! 自分のプライバシー! ~マイナンバーと私たちのくらし~



新しく制度化される「マイナンバー制度」とはどういう制度なのでしょうか。

「マイナンバー制度」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）に基づく社会保障・税番号制度の通称で、住民票を有するすべての人（外国人も含まれます。）に対して、一人ひとり重複しない固有の12桁の「番号」、すなわちマイナンバー（番号法上は「個人番号」と呼ばれます。）を付番し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることの確認を可能とする制度です。

制度の実現、③国民の利便性の向上）、④災害対策分野において、防災計画を策定したり、要援護者リストを作成することが可能となる（ただし、現時点において具体化はされていません。）等を挙げています。

2015年10月から、住民票登録の住所宛に12桁の番号（マイナンバー）が記載された通知カードの送付が開始され、2016年1月以降、社会保障、税、災

今年の10月から、あなたにもマイナンバーが通知されます（政府広報）。2013年5月24日に成立したマイナンバー関連4法が、いよいよ来年1月から始動します。今年10月には住民票にもどづき、国民一人ひとりに12桁の番号が通知されることになります。この「マイナンバー制度」は私たちにどのような影響があるのか。パートナーズ法律事務所の磯部たな弁護士にお聞きしました。

害対策の各分野の行政手続を行うに際して、マイナンバーが必要となります。希望者は、申請すれば2016年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。この場合、通知カードは返納しなければなりません。

政府は、「マイナンバー制度」にはどんなメリットがあるとしていますか。

政府は、「マイナンバー制度」の導入によるメリットとして、たとえば、①行政機関等において、様々な情報の照合、転記、入力等に要している時間や労力が大幅に削減される（行政の効率化）、②異なる制度間における給付調整が確実になる（具体的には、各種年金支給申請者に関する共済年金の受給状況の確認や、企業年金連合会、国民年金基金連合会等と日本年金機構の間における年金給付状況の確認ができ、給付調整等を確実に行なうことが

できるというものです。（公平かつ公正な社会の実現、③年金の申請等の行政サービスの申請の際の添付書類の省略ができる場合がある（国民の利便性の向上）、④災害対策分野において、防災計画を策定したり、要援護者リストを作成することが可能となる（ただし、現時点において具体化はされていません。）等を挙げています。

逆に「マイナンバー制度」のデメリットはどんなことですか。

国家の監督下に置かれるという危惧

「マイナンバー制度」により、国家や地方公共団体は、特定の個人情報を簡単に把握できることになります。たとえば、管理担当者が悪質な場合、本来業務においては、不必要的データにまでアクセスされてしまうおそれがあります。つまり、プライバシーが侵害されるおそれがあるのです。これに対しても、政府は、特定個人情報保護委員会による監視、マイナーポータルによる自己情報のアクセス記録の確認という措置を設けています。また、元管理をするわけではないなどとしています。

「マイナンバー制度」に関して、何よりも懸念されるのは、「マイナンバーを含む個人情報が漏えいすることです。この懸念を現

実的なものとしたのが、2015年5月28日に判明した、日本年金機構による基礎年金番号等の個人情報漏えい事件です。これは、外部から職員に届いたメールに添付されていたウイルス入りファイルを開いたことにより、不正アクセスが行われたものと報告されています。

「マイナンバー制度」開始後に、マイナンバーを含む個人情報が漏えいした場合、マイナンバーには様々な情報が紐づけられていて、その被害は甚大なものとなることが予想されます。しかも、将来的には、預貯金口座への個人番号の付番、医療等分野における個人番号の利用範囲の拡大も検討されていますので、そうなると、情報漏えい等による被害は、財産を一瞬で失わせるものであったり、健康情報を他人に知られてしまったりと、より深刻なものとなってしまいます。

これに対して、行政としては、マイナンバーを含む特定個人情報の利用範囲の制限や、罰則による制度上の保護がなされている、特定個人情報保護委員会による監視もするとしていますが、決して万全とは言えないよう思います。

このように、「マイナンバー制度」は、メリット以上にデメリットが大きく、デメリットにより国民がこうむる不利益に対する対策が十分整っていないと言えます。

制度導入に当たっての心構え

磯部たな

弁護士のプロフィール
パートナーズ法律事務所
弁護士（第67期）

中小企業法務、一般民事事件、中小企業の海外進出支援、涉外トラブル相談、在外邦人支援、在日外国人支援、家事事件、刑事事件等を担当。近時は、保育の実施解除差止処分差止請求事件を取り組む。仙台市生まれ、幼稚園から高校まで富山市で過ごす。東京大学法学院卒業。慶應義塾大学法務研究科（ロースクール）修了。使用可能言語として日本語、英語、中国語。



※マイナーポータル
マイナンバー（個人番号）のついた自分の情報を行政機関がいつ、どこでやりとりしたのかなどを住宅のパソコン等から確認できるシステム。政府は2017年1月から利用できるよう整備をすすめています。